

工事監理区分表

令和5年4月

石川県土木部営繕課

公共建築木造工事標準仕様書監理区分表

建築工事編監理区分表一般事項

1. この監理区分表は、令和4年版公共建築木造工事標準仕様書(建築工事編)に対応するものである。
2. 本区分表においてAは発注者監督員、Bは受注者監督員(補助監督員)の担当業務区分を示す。
3. 業務区分における「協議」等は、その業務を行う者を示す。
4. Aが行う検査等の業務についてはすべてBが立会う。
5. Bが行う提出及び提示の業務については施工者より遅滞なく提出されるよう指導するとともに、その内容をすみやかに精査し、必要に応じて是正させ、適切な内容となるように指導し直ちにAに提出及び提示すること。
6. Bが行う承諾、協議及び指示等の業務についてはその内容をすみやかにAと協議の上行うこと。
7. Bが行う業務についてはその内容を直ちにAに報告する。

目 次

一 般 事 項

1章	各章共通事項	1	13章	タイル工事	13
2章	仮設工事	4	14章	屋根及びとい工事	14
3章	土・地業・基礎工事	5	15章	金属工事	14
4章	木造工事	8	16章	左官工事	14
5章	軸組工法（壁構造系）工事	8	17章	建具工事	15
6章	軸組工法（軸構造系）工事	9	18章	塗装工事	15
7章	枠組壁工法工事	10	19章	内装工事	15
8章	丸太組構法工事	10	20章	断熱・防露、ユニット及びその他工事	15
9章	CLTパネル工法工事	12	21章	舗装工事	16
令和	木工事	12	22章	植栽工事	16
11章	防水工事	13	23章	排水工事	16
12章	石工事	13			

章・節・項	見出し	内 容	報告	提出	指示	承諾	協議	通知	検査	立会	提示	備考
1章 各章共通事項												
1.1.3	[共通事項] 官公署その他への届出手続等	(2) (1)に規定する届出手続等を行うに当たり、届出内容について、あらかじめ監督職員に報告する。	B									
1.1.4	工事実績情報サービス(CORINS)への登録	(1) 工事実績情報サービス(CORINS)への登録が特記された場合は、登録内容について、あらかじめ監督職員の確認を受けた後、次に示す期間内に登録機関へ登録申請を行う。										A
		(2) 登録後は直ちに登録されたことを証明する資料を、監督職員に提出する。		A								
1.1.5	書面の書式及び取扱い	(1) 書面を提出する場合の書式(提出部数を含む。)は、公共建築工事標準書式によるほか、監督職員との協議による。					A					
		(2) 施工体制台帳及び施工体系図については、建設業法(昭和24年法律第100号)及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律(平成12年法律第127号)に基づき作成し、写しを監督職員に提出する。		B								
1.1.6	設計図書等の取扱い	(2) 設計図書及び工事関係図書を、工事の施工の目的以外で第三者に使用又は閲覧させてはならない。また、その内容を漏洩してはならない。ただし、使用又は閲覧について、あらかじめ監督職員との承諾を受けた場合は、この限りでない。				A						
1.1.8	疑義に対する協議等	(1) 設計図書に定められた内容に疑義が生じた場合又は現場の納まり、取合い等の関係で、設計図書によることが困難若しくは不都合が生じた場合は、監督職員と協議する。					B					
1.1.9	工事の一時中止に係る事項	次の(ア)から(オ)までのいずれかに該当し、工事の一時中止が必要となった場合は、直ちにその状況を監督職員に報告する。 (ア) 埋蔵文化財調査の遅延又は埋蔵文化財が新たに発見された場合 (イ) 別契約の関連工事の進捗が遅れた場合 (ウ) 工事の着手後、周辺環境問題等が発生した場合 (エ) 第三者又は工事関係者の安全を確保する場合 (オ) 暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他の自然的又は人為的な事象で、受託者の責めに帰すことができないものにより、工事目的物等に損害を生じた場合又は工事現場の状態が変動した場合	B									
1.1.10	工期の変更に係る資料の提出	契約書に基づく工期の変更についての発注者との協議に当たり、協議の対象となる事項について、必要とする変更日数の算出根拠、変更工程表その他の協議に必要な資料を、あらかじめ監督職員に提出する。		B								
1.1.12	埋蔵文化財その他の物件	工事の施工に当たり、文化財その他の埋蔵物を発見した場合は、直ちにその状況を監督職員に報告する。その後の措置については、監督職員の指示に従う。	B		A							
1.2.1	[工事関係図書] 実施工程表	(1) 工事の着手に先立ち、実施工程表を作成し、監督職員との承諾を受ける。				B						
		(4) 契約書に基づく条件変更等により、実施工程表を変更する必要がある場合は、施工等に支障がないよう実施工程表を直ちに変更し、当該部分の施工に先立ち、監督職員との承諾を受ける。				B						
		(5) (4)によるほか、実施工程表の内容を変更する必要がある場合は、監督職員に報告するとともに、施工等に支障がないよう適切な措置を講ずる。	B									
		(6) 監督職員の指示を受けた場合は、実施工程表の補足として、週間工程表、月間工程表、工種別工程表等を作成し、監督職員に提出する。		B								
1.2.2	施工計画書	(1) 工事の着手に先立ち、工事の総合的な計画をまとめた施工計画書(総合施工計画書)を作成し、監督職員に提出する。		B								
		(3) 品質計画、施工の具体的な計画並びに一工程の施工の確認内容及びその確認を行う段階を定めた施工計画書(工種別施工計画書)を、工事の施工に先立ち作成し、監督職員に提出する。ただし、あらかじめ監督職員との承諾を受けた場合は、この限りでない。		B		A						
		(4) (1)及び(3)の施工計画書のうち、品質計画に係る部分については、監督職員との承諾を受ける。また、品質計画に係る部分について変更が生じる場合は、監督職員との承諾を受ける。				B						
		(5) 施工計画書の内容を変更する必要がある場合は、監督職員に報告するとともに、施工等に支障がないよう適切な措置を講ずる。	B									

章・節・項	見出し	内 容	報告	提出	指示	承諾	協議	通知	検査	立会	提示	備考
1.2.3	施工図等	(1) 施工図等を工事の施工に先立ち作成し、監督職員の承諾を受ける。ただし、あらかじめ監督職員の承諾を受けた場合は、この限りではない。		B		B						
		(3) 施工図等の内容を変更する必要がある場合は、監督職員に報告するとともに、施工等に支障がないよう適切な措置を講じ、監督職員の承諾を受ける。	B			B						
1.2.4	工事の記録等	(2) 監督職員が指示した事項及び監督職員と協議した結果について、記録を整備する。			B		B					
		(4) 次の(ア)から(エ)のいずれかに該当する場合は、施工の記録、工事写真、見本等を整備する。 (エ) 適切な施工であることの証明を監督職員から指示された場合			B							
		(5) (2)から(4)までの記録について、監督職員から請求されたときは、提示又は提出する。		B								B
1.3.1	[工事現場管理] 施工管理	(2) 工事の施工に携わる下請負人に、工事関係図書及び監督職員の指示の内容を周知徹底する。			B							
1.3.2	施工管理技術者	(2) 施工管理技術者の資格等の能力を証明する資料を、監督職員に提出する。 (既成コンクリート杭地業、鋼杭地業、場所打ちコンクリート杭地業、レディミクストコンクリート工場)		B								
1.3.3	電気保安技術者	(2) 電気保安技術者の資格等を証明する資料を提出し、監督職員の承諾を受ける。			B							
		(3) 電気保安技術者は、監督職員の指示に従い、電気工作物の保安業務を行う。				A						
1.3.4	工所用電力設備の保安責任者	(1) 工所用電力設備の保安責任者として、関係法令に基づき、有資格者を定め、監督職員に報告する。	B									
1.3.5	施工条件	施工日及び施工時間は、次による。 (1) (ア) 行政機関の休日に関する法律に定める行政機関の休日は、施工しない。ただし、設計図書に定めのある場合又はあらかじめ監督職員の承諾を受けた場合は、この限りでない。				A						
		(イ) 設計図書に施工日又は施工時間が定められ、これを変更する必要がある場合は、あらかじめ監督職員の承諾を受ける。				A						
		(ウ) 設計図書に施工時間等が定められていない場合で、夜間に施工をする場合は、あらかじめ監督職員の承諾を受ける。		B		A						
1.3.6	品質管理	(2) 必要に応じて、監督職員の検査を受ける。							B			
		(3) 品質管理の結果、疑義が生じた場合は、監督職員と協議する。					B					
1.3.7	施工中の安全確保	(2) 同一場所で別契約の関連工事が行われる場合で、監督職員により労働安全衛生法に基づく指名を受けたときは、同法に基づく必要な措置を講ずる。			A							
		(4) 工事の施工に当たり、工事箇所並びにその周辺にある地上及び地下の既設構造物、既設等に対して、支障をきたさないよう、施工方法等を定める。ただし、これにより難しい場合は、監督職員と協議する。					B					
		(6) 工事の施工に当たり、近隣等との折衝は、次による。また、その経過について記録し、直ちに監督職員に報告する。 (ア) 地域住民等と工事の施工上必要な折衝を行うものとし、あらかじめその概要を監督職員に報告する。		B								
		(イ) 工事に関して、第三者から説明の要求又は苦情があった場合、直ちに誠意をもって対応する。ただし、緊急を要しない場合、あらかじめその概要を監督職員に報告のうえ、対応を行う。		B								
1.3.9	災害時等発生時の安全確保	災害及び事故が発生した場合は、人命の安全確保をすべてに優先させるとともに、二次災害が発生しないよう工事現場の安全確保に努め、直ちにその経緯を監督職員に報告する。	A	B								
1.3.11	発生材の処理等	(1) 発生材の抑制、再利用及び再資源化並びに再生資源の積極的活用を努める。 なお、設計図書に定められた以外に、発生材の再利用及び再資源化並びに再生資源の活用を行う場合は、監督職員と協議する。				B						

章・節・項	見出し	内 容	報告	提出	指示	承諾	協議	通知	検査	立会	提示	備考	
1.3.11	発生材の処理等	(2) 発生材の処理は、次による。 (ア) 発生材のうち、発注者に引渡しを要するものは、特記による。 なお、引渡しを要するものは、監督職員の指示を受けた場所に保管する。また、保管したものの調書を作成し、監督職員に提出する。		B	A								
		(ウ) 発生材のうち、工事現場において再利用を図るもの及び再資源化を図るものは、特記による。 なお、再資源化を図るものは、分別を行い、所定の再資源化施設等に搬入する。また、搬入したものの調書を作成し、監督職員に提出する。		B									
		(エ) (ア)から(ウ)まで以外のものは全て工事現場外に搬出し、建設リサイクル法、資源有効利用促進法、廃棄物処理法その他関係法令等に基づくほか、建設副産物適正処理推進要綱を踏まえ、適切に処理のうえ、監督職員に報告する。	B										
1.4.2	[材料] 材料の品質等	(2) 使用する材料が、設計図書に定める品質及び性能を有することの証明となる資料を、監督職員に提出する。ただし、設計図書に定めるJIS又はJASの材料で、JIS又はJASのマーク表示のあるものを使用する場合はあらかじめ監督職員の承諾を受けた場合は、この限りでない。		B		B							
		(3) 製材等、フローリング又は再生木質ボードを使用する場合は、グリーン購入法の基本方針の判断の基準に従い、「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン」(林野庁 平成18年2月15日)に準拠した証明書等を、監督職員に提出する。		B									
		(4) 工事現場でのコンクリートに使用するせき板の材料として合板を使用する場合は、グリーン購入法の基本方針の判断の基準に従い、「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン」に準拠した内容の板面表示等により合法性を確認し、監督職員に報告する。		B									
		(5) 調合の要する材料は、調合表等を監督職員に提出する。		B									
		(6) 設計図書に定める材料の見本を提示又は提出し、材質、仕上げの程度、色合、柄等について、監督職員の承諾を受ける。		B		A						B	
1.4.3	材料の搬入	材料の工事現場への搬入ごとに、監督職員に報告する。ただし、あらかじめ監督職員の承諾を受けた場合は、この限りでない。	B			A							
1.4.4	材料の検査等	(1) 現場に搬入した材料は、種別ごとに監督職員の検査を受ける。ただし、あらかじめ監督職員の承諾を受けた場合は、この限りでない。				A			B				
		(2) (1)による検査の結果、合格した材料と同じ種別の材料は、以後、抽出検査とすることができる。ただし、監督職員の指示を受けた場合は、この限りでない。			A			B					
1.4.5	材料の検査に伴う試験	(1) 材料の品質及び性能を試験により証明する場合は、設計図書に定める試験方法による。ただし、設計図書に定めがない場合は、監督職員の承諾を受けた試験方法による。				B							
		(2) 試験の実施に当たり、試験計画書を作成し、監督職員の承諾を受ける。				A							
		(3) 試験は、監督職員の立会いを受けて行う。ただし、あらかじめ監督職員の承諾を受けた場合は、この限りでない。				A			B				
		(4) 試験の結果は、監督職員に報告する。	B										
1.4.6	材料の保管	搬入した材料は、工事に使用するまで、変質等がないよう保管する。 なお、搬入した材料のうち、変質等により工事に使用することが適当でない監督職員の指示を受けたものは、工事現場外に搬出する。			B								
1.5.1	[施工] 施工	(2) 施工上密接に関連する工事の設備等がコンクリート打込み等で隠ぺいとなる場合は、関連する工事の施工の検査が完了するまで、当該部分の施工を行わない。ただし、監督職員の承諾を受けた場合は、この限りでない。				B							
1.5.2	技能士	(3) 技能士の資格を証明する資料を、監督職員に提出する。 (特記仕様書に○印のある技能士全て)		B									
1.5.3	技能資格者	(2) 技能資格者の資格等の能力を証明する資料を、監督職員に提出する。 (杭の継手の溶接作業、鉄筋のガス圧接作業、鉄筋のガス圧接部の超音波探傷試験、鉄筋の機械式継手部の試験、鉄筋の溶接継手の作業、鉄筋の溶接部の試験)		B									
1.5.4	一工程の施工の確認及び報告	一工程の施工を完了したとき又は工程の途中において監督職員の指示を受けた場合は、その施工が設計図書に適合することを確認し、適時、監督職員に報告する。なお、確認及び報告は、監督職員の承諾を受けた者が行う。	B		B	A							

章・節・項	見出し	内 容	報告	提出	指示	承諾	協議	通知	検査	立会	提示	備考
1.5.5	施工の検査等	(1) 設計図書に定められた場合又は1.5.4により報告した場合は、監督職員の検査を受ける。							B			
		(2) (1)による検査の結果、合格した工程と同じ材料及び工法により施工した部分は、以後、抽出検査とすることができる。ただし、監督職員の指示を受けた場合は、この限りでない。			A				B			
		(3) 見本施工の実施が特記された場合は、仕上り程度等が判断のできる見本施工を行い、監督職員の承諾を受ける。				A						
1.5.7	施工の立会い	(1) 設計図書に定められた場合又は監督職員の指示を受けた場合の施工は、監督職員の立会いを受ける。			B					B*		

※設計図書に定められた場合の施工で、監督職員の立会いが困難な場合の対応については、営繕工事等事務処理要項に基づき監督員と協議する。

1.5.8	工法等の提案	設計図書に定められた工法等以外について、次の提案がある場合、監督職員と協議する。 (ア) 所定の品質及び性能の確保が可能な工法等の提案 (イ) 環境の保全に有効な工法等の提案 (ウ) 生産性向上に有効な工法等の提案					B					
1.5.9	化学物質の濃度測定	(3) 測定結果は監督職員に提出する。		B								
1.6.1	[工事検査及び技術検査] 工事検査	(1) 契約書に基づく工事を完成したときの通知は、次の(ア)及び(イ)に示す要件の全てを満たす場合に、監督職員に提出することができる。 (ア) 監督職員の指示を受けた事項が全て完了していること。 (イ) 設計図書に定められた工事関係図書の整備が全て完了していること。		A								
		(2) 契約書に基づく部分払を請求する場合は、当該請求に係る出来形部分等の算出方法について監督職員の指示を受けるものとし、当該請求部分に係る工事について、(1)の要件を満たすものとする。			B							
1.7.1	[完成図等] 完成時の提出図書	工事完成時の提出書類は、特記による。特記がなければ、1.7.2及び1.7.3とする。		B								
1.7.2	完成図	完成図は、工事目的物の完成時の状態を表現し、種類及び記入内容は、特記による。特記がなければ、表1.7.1による。		B								
1.7.3	保全に関する資料	(2) (1)の資料の作成に当たり、監督職員と記載事項に関する協議を行う。					B					
2章 仮設工事												
2.2.1	[縄張り、遣方、足場等] 敷地の状況確認及び縄張り	(2) 縄張り等により建築物等の位置を示し、設計図書との照合後、監督職員の検査を受ける。							A			
2.2.2	ベンチマーク	(2) ベンチマークの位置、高さ、設置の方法等について、監督職員の検査を受ける。							A			
2.2.3	遣方	(3) 遣方には、建築物等の位置及び水平の基準を明確に表示し、監督職員の検査を受ける。							A			
2.3.1	[仮設物] 監督職員事務所等	監督職員事務所の設備、備品等 (ア) 監督職員事務所に設ける設備は、特記による。特記がなければ、監督職員と協議する。 (イ) 設置する備品等の種類及び数量は、特記による。					B					
2.3.2	危険物貯蔵所	塗料、油類等の引火性材料の貯蔵所は、関係法令等に基づき、適切な規模、構造及び設備を備えたものとする。また、関係法令等適用外の場合でも、建築物、仮設事務所、他の材料置場等から隔離した場所に設け、屋根、壁等を不燃材料で覆い、各出入口には錠を付け、「火気厳禁」の表示を行い、消火器等を設け、安全対策を講ずる。 なお、やむを得ず工事目的物の一部を置場として使用する場合は、監督職員の承諾を受ける。				B						
2.4.1	[仮設物撤去等] 仮設物撤去等	(2) 工事の進捗上仮設物が障害となり、かつ、仮設物を移転する場所がない場合、監督職員の承諾を受けて、工事目的物の一部を使用することができる。				B						

章・節・項	見出し	内 容	報告	提出	指示	承諾	協議	通知	検査	立会	提示	備考
3章 土・地業・基礎工事												
(標仕) 3章 土工事												
標仕 3.2.1	[根切り等] 根切り	(3) 給排水管、ガス管、ケーブル等の埋設が予想される場合は、調査を行う。なお、給排水管等を掘り当てた場合は、損傷しないように注意し、必要に応じて、応急処置を行い、監督職員及び関係者と協議する。					B					
		(4) 工事に支障となる障害物を発見した場合は、監督職員と協議する。ただし、容易に取り除ける障害物は、この限りではない。					A					
		(5) 根切り底は、地盤をかく乱しないように掘削する。ただし、地盤をかく乱した場合は、監督職員の承諾を受け、自然地盤と同等以上の強度となるように適切な措置を講ずる。				B						
		(7) 根切り底の状態、土質及び深さを確認し、監督職員の検査を受ける。 なお、根切り底の状態等が設計図書に定められた支持地盤と異なる場合は、監督職員と協議する。					A		B			
標仕 3.2.2	排水	(1) 工事に支障を及ぼす雨水、湧き水、たまり水等は、適切な排水溝、集水桝等を設け、ポンプ等により排水する。ただし、予想外の出水等により施工上重大な支障を生じた場合は、直ちに監督職員と協議する。					A					
標仕 3.2.3	埋戻し及び盛土	(1) 埋戻しに先立ち、埋戻し部分にある型枠等を取り除く。ただし、型枠等を存置する場合は、監督職員と協議する。						B				
		(3) 表3.2.1のB種又はC種の場合で良質土として認められない場合は監督職員と協議する。						B				
標仕 3.3.2	[山留め] 山留めの管理	山留め設置期間中は、常に周辺地盤及び山留めの状態について、点検及び計測する。異常を発見した場合は、直ちに適切な措置を講じ、監督職員に報告する。	A									
(標仕) 4章 地業工事												
標仕 4.1.3	[共通事項] 施工一般	(5) 施工状況等については、随時、監督職員に報告する。		B								
		3節から5節までにおいて、次の(ア)から(カ)までのいずれかに該当する場合は、監督職員と協議する。 (ア) 予定の深さまで到達することが困難な場合 (イ) 予定の掘削深度になっても、支持層が確認できなかった場合 (ロ) 予定の支持層への所定の根入れ深さを確認できなかった場合 (ハ) 所定の寸法、形状及び位置を確保することが困難な場合 (ニ) 施工中に傾斜、変形、ひび割れ、異常沈下、掘削孔壁の崩落等の異状が生じた場合 (ホ) (ア)から(オ)まで以外に、杭が所定の性能を確保できないおそれがある場合					A					
標仕 4.2.1	[試験及び報告書] 試験一般	(2) 試験は、監督職員の立会いのもと行い、その後の施工について、監督職員と協議する。ただし、あらかじめ監督職員の承諾を受けた場合は、この限りでない。				A				A		
標仕 4.2.5	報告書等	報告書の記載内容は、次により、施工完了後、監督職員に提出する。 (ア) 工事概要 (イ) 杭材料、施工機械及び工法 (ロ) 実施工程表 (1) (エ) 工事写真 (オ) 試験杭の施工記録及び地業工事に伴う試験結果の記録 (カ) 3節から6節までにおける施工記録 (キ) 「基礎ぐい工事の適正な施工を確保するために講ずべき措置(平成28年3月4日国土交通省告示第468号)」に規定する施工の適正性を確認する施工記録を保存する期間					B					
		(2) この節の試験及び3節から5節までの試験杭において採取した土砂は、土質資料として整理し、(1)の報告書とともに、監督職員に提出する。		B								
標仕 4.3.4	[既製コンクリート杭地業] セメントミルク工法	(2) 専門工事業者が工事の規模に相応した施工機械、施工体制、施工実績等を有していることを証明する資料を、監督職員に提出する。									B	

章・節・項	見出し	内 容	報告	提出	指示	承諾	協議	通知	検査	立会	提示	備考
標仕 4.3.4	[既製コンクリート杭地業] セメントミルク工法	(ケ) 安定液、根固め液及び杭周固定液は、次による。 (a) 安定液は、ベントナイト等を用い、孔壁の崩落防止に必要な濃度のものとする。 (b) 根固め液は、水セメント比70%（質量百分率）以下のセメントミルクとし、注入量(m ³)は掘削断面積(m ²)×2(m)以上とする。 (c) 根固め液又は杭周固定液が浸透して逸失した場合は、その対策を定め監督職員の承諾を受ける。 (d) 安定液等は、関係法令等に基づき適切に処理する。				B						
標仕 4.3.5	特定埋込杭工法	(2) 専門工事業者が工事の規模に相応した施工機械、施工体制、施工実績等を有していることを証明する資料を、監督職員に提出する。		B								
標仕 4.4.5	[鋼杭地業] 継手	(3) 杭の継手の工法を溶接とする場合は、次による。 (ア) 杭の継手の溶接方法は、半自動又は自動アーク溶接とする。ただし、これにより難しい場合は、監督職員と協議する。					B					
標仕 4.5.1	[場所打ちコンクリート杭地業] 一般事項	(3) 専門工事業者が工事の規模に相応した施工機械、施工体制、施工実績等を有していることを証明する資料を、監督職員に提出する。		B								
標仕 4.5.4	[場所打ちコンクリート杭地業] 材料その他	鉄筋 (1) (c) 鉄筋かごの補強は、特記による。 なお、鉄筋量が多く補強リングが変形するおそれのある場合は、監督職員と協議する。					B					
標仕 4.5.5	アースドリル工法、リバース 工法及びオールケーシング 工法	(2) 試験杭は、次による。 (イ) 掘削完了後、掘削深さ及び支持層について、監督職員の検査を受ける。							A			
		(3) 本杭は、次による。 (ウ) アースドリル工法は、掘削孔壁の崩落防止に安定液を用いる。なお、土質により安定液を用いない場合は、監督職員と協議する。					B					
(標仕) 5章 鉄筋工事												
標仕 5.1.3	[共通事項] 配筋検査	主要な配筋は、コンクリートの打込み前先立ち、種類、径、数量、かぶり厚さ、間隔、相互のあき、位置等について、監督職員の検査を受ける。							B			
標仕 5.4.7	[ガス圧接] 鉄筋の圧接前の端面	(3) (1)及び(2)の処理は、圧接作業当日に行い、その状態を確認すること。ただし、これにより難しい場合は、監督職員と協議する。					B					
標仕 5.4.10	圧接完了後の圧接部の試験	圧接完了後、次により試験を行う。 (イ) 超音波探傷試験又は引張試験の適用は特記による。特記がなければ、超音波探傷試験とする。 (b) 引張試験の方法等は、特記による。特記がなければ、次による。 ③ 試験片を採取した箇所は、同種の鉄筋を圧接して継ぎ足す。ただし、D32 以下の場合は、監督職員の承諾を受けて、重ね継手とすることができる。				B						
標仕 5.4.11	不合格となった圧接部への 措置	超音波探傷試験又は引張試験で不合格となったロットへの措置 (2) (ア) 直ちに作業を中止し、不合格の発生原因を調査するとともに、不合格ロットの残り全ての圧接部に対して、5.4.10(イ)(a)③による超音波探傷試験を行う。また、工事を再開するに当たり、再発防止のために必要な措置を定め、監督職員の承諾を受ける。				B						
		(イ) (ア)の超音波探傷試験の結果、不合格となった圧接部は、監督職員と協議を行い、圧接部を切り取って、再圧接する。				B						
		(4) 不合格圧接部への措置をとった後、その記録を整理し、監督職員に提出する。		B								
(標仕) 6章 コンクリート工事												
標仕 6.3.1	[コンクリートの材料及び調査] コンクリートの材料	骨材 (ア) 骨材の種類及び品質は、JIS A 5308(レディーミクストコンクリート)附属書A(規定)[レディーミクストコンクリート用骨材]の規定によるほか、次による。 (2) (b) 砂利及び砂は、監督職員の承諾を受けて、次によることができる。 ① 絶乾密度は、2.4g/cm ³ 以上 ② 吸水率は、4.0%以下				B						
		(オ) 粗骨材の最大寸法 (b) 基礎等で断面が大きく、鉄筋量が比較的小さい場合は、監督職員の承諾を受け、5.3.5[鉄筋のかぶり厚さ及び間隔]の範囲で、砕石、高炉スラグ粗骨材及び再生粗骨材Hは25mm、砂利は40mm とすることができる。				B						

章・節・項	見出し	内 容	報告	提出	指示	承諾	協議	通知	検査	立会	提示	備考
標仕 6.3.2	コンクリートの調合	コンクリートの計画調合は、所要のワーカビリティ並びに所定の強度及び耐久性が得られ、かつ、2 節に示すその他の品質を満足するように定める。 (イ) 調合条件 (f) 混和材料の使用は、次による。 ④ ①から③まで以外の混和材料の使用方法及び使用量は、特記による。特記がなければ、使用方法及び使用量のわかる資料を提出し、監督職員の承諾を受ける。				B						
		(ウ) 計画調合の決定 (d) 調合強度の確認は、材齢28 日の圧縮強度による。ただし、あらかじめ監督職員の承諾を受けた場合は、この限りでない。				B						
標仕 6.4.1	[レディミクストコンクリート工場の選定、コンクリートの製造及び運搬] レディミクストコンクリート工場の選定	工事開始に先立ち、次によりレディミクストコンクリート工場を選定し、監督職員の承諾を受ける。				B						
	(オ) II 類のコンクリートの場合は、JIS A 5308(レディミクストコンクリート)の規定と照合して、2節に規定する品質のコンクリートが製造できることを示す資料を監督職員に提出すること。		B									
標仕 6.4.3	コンクリートの発注及び製造	(5) 呼び強度を保証する材齢は、28 日とする。ただし、あらかじめ監督職員の承諾を受けた場合は、この限りでない。				A						
		(6) 製造に先立ち、レディミクストコンクリート工場の配合計画書を提出し、監督職員の承諾を受ける。 なお、配合計画書は、材料、調合設計の基礎となる資料、計算書等を含むものとする。		B		A						
標仕 6.5.1	[コンクリートの品質管理] 品質管理一般	(1) (オ) I 類のコンクリートの場合は、品質管理の試験結果及びレディミクストコンクリート工場が行うJIS A 5308(レディミクストコンクリート)による品質管理の試験結果を確認し、監督職員に報告する。	B									
		(カ) II 類のコンクリートの場合は、JIS A 5308により品質管理を行い、試験結果を監督職員に報告する。	B									
標仕 6.5.5	調合管理強度	(2) 判定の結果、不合格の場合は、その原因を調査し必要な措置を定め、監督職員の承諾を受ける。 なお、原因が調合にある場合は、6.3.2 により新たに計画調合を定め、監督職員の承諾を受ける。				B						
標仕 6.6.1	[コンクリートの工事現場内運搬、打込み及び締固め] 工事現場内運搬	コンクリートポンプによる圧送の場合は、次による。 (ウ) コンクリートの圧送に先立ち、富調合のモルタルを圧送して、コンクリートの品質変化を防止すること。また、必要に応じて、モルタルの圧送に先立ち、水を用いて装置の内面を潤すこと。なお、圧送後のモルタルは、型枠内に打ち込んで서는ならない。ただし、これにより難しい場合は、監督職員と協議する。					B					
標仕 6.6.2	コンクリートの練混ぜから打込み終了までの時間の限度	(2) (1)の時間は、コンクリートの温度を低下させる又はその凝結を遅らせるなどの措置を講ずる場合は、監督職員の承諾を受けて、変えることができる。				B						
標仕 6.8.2	[型枠] 材料	(1) せき板の材料は、特記による。特記がなければ、次による。 (イ) コンクリート打放し仕上げ以外の場合は、(2)(イ)又はその他の材料でコンクリートの所要の品質を確保できるものとする。 なお、(2)(イ)以外は監督職員の承諾を受ける。				B						
		(3) スラブのせき板の材料として、床型枠用鋼製デッキプレートを用いる場合は、上面が平たんなものとし、製造所の仕様等の資料を監督職員に提出する。		B								
標仕 6.8.3	型枠の加工及び組立	(10) コンクリートの打込みに先立ち、型枠の組立状態を確認し、監督職員に報告する。	B									
標仕 6.8.4	型枠の存置期間及び取外し	型枠の存置期間は、次による。 (2) (イ) コンクリートの圧縮強度を圧縮強度試験により確認する場合は、6.9.3 によるコンクリートの試験結果及び関係法令等に基づく安全を確認するための資料により、監督職員の承諾を受ける。				B						
		(ウ) コンクリートの圧縮強度を「型枠及び支柱の取り外しに関する基準を定める件」(昭和46 年1月29 日 建設省告示第110 号)第1第一号口に基づき定める場合は、コンクリートの圧縮強度の計算結果により、監督職員の承諾を受ける。				B						
		(4) スラブ下及び梁下のせき板は、支柱を取外し後に取り外す。ただし、これにより難しい場合は、監督職員と協議する。 なお、支柱の盛替えは行わない。					B					
標仕 6.9.1	[試験等] 一般事項	この節は、コンクリートの試験及び構造体コンクリートの仕上りの確認に適用する。ただし、軽易なコンクリート工事の場合は、監督職員の承諾を受けて、試験を省略することができる。				B						
標仕 6.9.5	構造体コンクリート強度の判定	(2) 不合格の場合は、監督職員の承諾を受け、JIS A 1107(コンクリートからのコアの採取方法及び圧縮強度試験方法)その他の適切な試験方法により構造体コンクリート強度を確認する。また、必要な措置を定め、監督職員の承諾を受ける。				A						

章・節・項	見出し	内 容	報告	提出	指示	承諾	協議	通知	検査	立会	提示	備考	
標仕 6.9.6	構造体コンクリートの仕上りの確認	(2) 部材の位置、断面寸法、表面の仕上り状態、仕上りの平たんさ、打込み欠陥部及びひび割れについて確認を行い、監督職員に報告する。	B										
		(3) (2)の確認結果が、設計図書に適合しない場合は、必要な措置を定め、監督職員の承諾を受ける。また、承諾を受けた方法により補修を行い、補修後直ちに監督職員の検査を受ける。				A			A				
		(4) かぶり厚さ不足の兆候の有無について目視で確認を行い、監督職員に報告する。かぶり厚さ不足の兆候がある場合は、必要な措置を定め、監督職員の承諾を受ける。また、承諾を受けた方法により補修を行い、補修後直ちに監督職員の検査を受ける。	B			A			A				
標仕 6.12.3	[暑中コンクリート] 製造及び打込み	(1) 荷卸し時のコンクリートの温度は、35℃以下とする。ただし、これにより難い場合は、監督職員と協議する。					B						
4章 木造工事													
4.2.1	[防腐・防蟻処理] 防腐・防蟻処理	木材の防腐・防蟻処理は、次により、適用部材及び処理の種類は特記による。 (イ) 薬剤の加圧注入による防腐・防蟻処理 (b)(a)により難い場合は、人体への安全性及び環境への影響について配慮され、かつ、JIS K 1570 (木材保存剤)に基づく加圧注入用木材保存剤又はこれと同等の木材保存剤を用いて、JIS A 9002 (木質材料の加圧式保存処理方法)に基づく加圧式保存処理を行うものとし、インサイジングの適用は特記による。 なお、JIS A 9002に基づく使用薬剤、注入量等の証明書を、監督職員に提出する。		B									
		(ウ) 薬剤の塗布等による防腐・防蟻処理 (a) 人体への安全性及び環境への影響について配慮され、かつ、JIS K 1571 (木材保存剤—性能基準及びその試験方法)に適合する表面処理用木材保存剤又はこれと同等の性能を有する木材保存剤による処理を行う。ただし、附属書A(規定)に基づく表面処理用木材保存剤による処理を適用する場合は適用範囲を確認し、薬剤の種類及び適用部材は、特記による。 なお、処理に使用した薬剤、使用量等の記録を監督職員に提出する。		B									
5章 軸組構法(壁構造系)工事													
5.1.3	[共通事項] 木材等の加工工場	(1) 軸組構法(壁構造系)工事に用いる木材等の加工工場の加工能力等を示す資料を、監督職員に提出する。		B									
		(2) 選定した木材等の加工工場は、監督職員の承諾を受ける。				B							
		(3) 木材等の加工工場における品質管理が適切に行われたことを示す記録を、監督職員に提出する。		B									
5.2.1	[材料] 施工一般	(1) 木材及び構造用面材の品質、出荷量等を記録した出荷証明書を、監督職員に提出する。		B									
5.2.2	木材	(1) 製材 製材は、次により、適用は特記による。 (c) 広葉樹製材は、次による。 ② 基準強度は、告示第1452号第五号に基づき、加工前に、縦振動ヤング係数を測定し、基準強度を満たしていることを確認し、報告書を監督職員に提出する。 なお、測定の対象部材は、特記による。		B									
		(d) 無等級材(日本農林規格以外の製材。ただし、(e)による製材は含まない。)は、次による。 ② 無等級材は、加工前に全てについて、含水率、目視による材の欠点等を確認し、報告書を監督職員に提出する。 なお、含水率の測定は、4.1.4[含水率の測定]による。		B									
		③ 基準強度は、告示第1452号第五号に基づき、加工前に、縦振動ヤング係数を測定し、基準強度を満たしていることを確認し、報告書を監督職員に提出する。 なお、測定の対象部材は、特記による。		B									
		(6) 丸太材は、皮はぎ材とし、樹種、寸法、含水率及び末口径は、特記による。 加工前に全てについて、目視による材の欠点がないことを確認し、報告書を監督職員に提出する。 なお、その基準強度は、告示第1452号第五号に基づき、加工前に、縦振動ヤング係数を測定し、基準強度を満たしていることを確認し、報告書を監督職員に提出する。測定の対象部材は、特記による。		B									

章・節・項	見出し	内 容	報告	提出	指示	承諾	協議	通知	検査	立会	提示	備考	
5.2.4	接合金物・接合具等	(1) 接合金物 接合金物は、次により、適用は特記による。ただし、直接雨にさらされる屋外環境で使用する場合は、特記による。特記がなければ、材質はステンレス製とする。 (c) (a)及び(b)以外の接合金物は、次による。 ① 製作工場の加工能力等を示す資料を、監督職員に提出する。		B									
		③ 加工図を作成し、監督職員に提出する。		B									
		⑥ 鋼材の品質を証明する資料及び製作工場における品質管理が適切に行われたことを示す記録を、監督職員に提出する。		B									
5.4.1	[木材の加工] 加工図	木材の加工図を作成し、監督職員に提出する。		B									
5.4.7	製品確認	加工材の断面寸法、長さ、仕口及び継手の位置、接合金物等の取付け位置等について、全て確認を行い、記録を監督職員に提出する。		B									
5.5.1	[搬入及び建方] 材料の搬入等	(3) 加工材は、搬入後建方前に、寸法及び含水率について、監督職員の検査を受ける。 なお、含水率の測定は、4.1.4[含水率の測定]による。								B			
		(4) 工事現場における含水率の測定は、監督職員との協議による。					B						
5.5.5	建方	(2) 建方中の軸組架構に、材料、機械等の重量物を積載する場合や、特殊な大荷重を負担させる場合は、補強の可否等の必要な検討を行い、検討結果を監督職員に提出する。		B									
5.5.6	建方精度	(3) 建方精度の確認は、建入れ直し後に行い、監督職員の検査を受ける。							B				
6章 軸組構法(軸構造系)工事													
6.1.3	[共通事項] 木材等の加工工場	(1) 軸組構法(軸構造系)工事に用いる木材等の加工工場の加工能力等を示す資料を、監督職員に提出する。		B									
		(2) 選定した木材等の加工工場は、監督職員の承諾を受ける。				B							
		(3) 木材等の加工工場における品質管理が適切に行われたことを示す記録を、監督職員に提出する。		B									
6.2.1	[材料] 施工一般	(1) 木材及び構造用面材の品質、出荷量等を記録した出荷証明書を、監督職員に提出する。		B									
6.2.2	木材	(3) 製材 製材は、次により、適用は特記による。ただし、柱及び横架材は、(a)から(c)までを適用する。 (c) 広葉樹製材は、次による。 ② 基準強度は、告示第1452号第五号に基づき、加工前に、縦振動ヤング係数を測定し、基準強度を満たしていることを確認し、報告書を監督職員に提出する。 なお、測定の対象部材は、特記による。		B									
		(d) 無等級材(日本農林規格以外の製材。ただし、(e)による製材は含まない。)は、次による。 ② 無等級材は、加工前に、全てについて、含水率、目視による材の欠点等を確認し、報告書を監督職員に提出する。		B									
		③ 基準強度は、告示第1452号第五号に基づき、加工前に、縦振動ヤング係数を測定し、基準強度を満たしていることを確認し、報告書を監督職員に提出する。 なお、測定の対象部材は、特記による。		B									
6.2.4	接合金物・接合具等	(1) 接合金物 接合金物は、次により、適用は特記による。 (a) 接合金物は、次による。 ① 製作工場の加工能力等を示す資料を、監督職員に提出する。		B									
		③ 加工図を作成し、監督職員に提出する。		B									

章・節・項	見出し	内 容	報告	提出	指示	承諾	協議	通知	検査	立会	提示	備考
6.2.4	接合金物・接合具等	⑥ 鋼材の品質を証明する資料及び製作工場における品質管理が適切に行われたことを示す記録を、監督職員に提出する。		B								
6.4.1	[木材の加工] 加工図	設計図書に基づき、加工図を作成し、加工に必要な事項を明確にするとともに、全体の納まりや詳細について十分検討して、監督職員の承諾を受ける。				B						
6.4.9	製品確認	加工材の断面寸法、長さ、仕口及び継手の位置、接合金物等の取付け位置等について、全て確認を行い、記録を監督職員に提出する。		B								
6.5.1	[搬入及び建方] 材料の搬入	(3) 加工材は、搬入後建方前に、寸法及び含水率について、監督職員の検査を受ける。							B			
6.5.6	建方	(3) 建方中の軸組架構に、材料、機械等の重量物を積載する場合や、特殊な大荷重を負担させる場合は、補強の可否等の必要な検討を行い、検討結果を監督職員に提出する。		B								
6.5.7	建方精度	(3) 建方精度の確認は、建入れ直し後に行い、監督職員の検査を受ける。							B			
7章 枠組壁工法工事												
7.1.3	[共通事項] 木材等の加工工場	(1) 枠組壁工法工事に用いる木材等の加工工場の加工能力等を示す資料を、監督職員に提出する。		B								
		(2) 選定した木材等の加工工場は、監督職員の承諾を受ける。				B						
		(3) 木材等の加工工場における品質管理が適切に行われたことを示す記録を、監督職員に提出する。		B								
7.2.1	[材料] 施工一般	(1) 木材及び構造用面材の品質、出荷量等を記録した出荷証明書を、監督職員に提出する。		B								
7.2.4	接合具・接合金物等	(2) 接合金物 接合金物は、次により、適用は特記による。 (c) (a)及び(b)以外の接合金物は、次による。 ① 製作工場の加工能力等を示す資料を、監督職員に提出する。		B								
		③ 加工図を作成し、監督職員に提出する。		B								
		⑥ 鋼材の品質を証明する資料及び製作工場における品質管理が適切に行われたことを示す記録を、監督職員に提出する。		B								
7.4.1	[木材等の加工] 加工図	枠組材等の加工、パネル製作、トラス製作等を行う場合は、加工図又はパネル製作図を作成し、監督職員に提出する。		B								
7.4.2	製品確認	加工材の断面寸法、長さ、仕口及び継手の位置、接合金物等の取付け位置等について、全て確認を行い、記録を監督職員に提出する。		B								
7.5.1	[搬入及び建方] 材料の搬入	(3) 加工材は、搬入後建方前に寸法及び含水率について、監督職員の検査を受ける。 なお、含水率の測定は、4.1.4[含水率の測定]による。							B			
		(4) 工事現場における含水率の測定は、監督職員との協議による。				B						
7.5.5	建方	(1) 建方中の枠組架構に、材料、機械等の重量物を積載する場合や、特殊な大荷重を負担させる場合は、補強の可否等の必要な検討を行い、検討結果を監督職員に提出する。		B								
8章 丸太組構法工事												
8.1.3	[共通事項] 木材等の加工工場	(1) 丸太組構法工事に用いる木材等の加工工場の加工能力等を示す資料を、監督職員に提出する。		B								
		(2) 選定した木材等の加工工場は、監督職員の承諾を受ける。				B						

章・節・項	見出し	内 容	報告	提出	指示	承諾	協議	通知	検査	立会	提示	備考
8.1.3	[共通事項] 木材等の加工工場	(3) 木材等の加工工場における品質管理が適切に行われたことを示す記録を、監督職員に提出する。		B								
8.2.1	[材料] 施工一般	(1) 木材及び構造用面材の品質、出荷量等を記録した出荷証明書を、監督職員に提出する。		B								
8.2.2	丸太組壁用木材	(1) 機械加工の丸太組壁用木材 機械加工の丸太組壁用木材は、次による。 (b) 加工前に全てについて、目視により材の欠点がないことを確認し、報告書を監督職員に提出する。		B								
		(2) 手加工の丸太組壁用木材 手加工の丸太組壁用木材は、次による。 (b) 加工前に全てについて、目視により材の欠点がないことを確認し、報告書を監督職員に提出する。		B								
8.2.3	丸太組壁以外に用いる木材	(1) 製材 製材は、次により、適用は特記による。 (c) 広葉樹製材は、次による。 ② 基準強度は、告示第1452号第五号に基づき、加工前に、縦振動ヤング係数を測定し、基準強度を満たしていることを確認し、報告書を監督職員に提出する。 なお、測定の対象部材は、特記による。		B								
		(d) (a)から(c)まで以外の製材は、乾燥処理を施した木材とし、寸法、樹種、含水率及び材面の品質(節、貫通割れ、丸身、目まわり、曲がり、そり、ねじれ等)は、特記による。 なお、加工前に全てについて、含水率、目視による材の欠点等を確認し、報告書を監督職員に提出する。		B								
		(6) 柱に用いる丸太材は、皮はぎ材とし、樹種、寸法、含水率及び末口径は、特記による。 なお、全てについて、目視による材の欠点がないことを確認し、報告書を監督職員に提出する。		B								
8.2.5	接合金物・接合具等	(1) 接合金物 接合金物は、次により、適用は特記による。 (c) (a)及び(b)以外の接合金物は、次による。 ① 製作工場の加工能力等を示す資料を、監督職員に提出する。		B								
		③ 加工図を作成し、監督職員に提出する。		B								
		⑥ 鋼材の品質を証明する資料及び製作工場における品質管理が適切に行われたことを示す記録を、監督職員に提出する。		B								
		(3) ジャッキボルト (ア) ジャッキボルトは、次により、寸法及び形状は、特記による。 (イ) 鋼材の品質を証明する資料及び溶接箇所の確認結果を、監督職員に提出する。		B								
		(イ) 製作工場の加工能力等を示す資料を、監督職員に提出する。		B								
		(ウ) 加工図を作成し、監督職員に提出する。		B								
		(4) 垂木用スライド金物 切妻屋根の妻壁を丸太組壁とする場合に適用する。 (a) 垂木用スライド金物は、次により、寸法及び形状は、特記による。 ⑥ 鋼材の品質を証明する資料及び溶接箇所の確認結果を、監督職員に提出する。		B								
		(b) 製作工場の加工能力等を示す資料を、監督職員に提出する。		B								
(c) 加工図を作成し、監督職員に提出する。		B										
8.4.1	[木材の加工] 加工図	木材の加工図を作成し、監督職員に提出する。		B								

章・節・項	見出し	内 容	報告	提出	指示	承諾	協議	通知	検査	立会	提示	備考
8.4.11	製品確認	丸太組壁加工材の断面寸法、長さ、丸太組の重なり幅、さね加工の精度、交差部の精度、継手の位置及び加工、接合具の取付け位置等について、全て確認を行い、記録を監督職員に提出する。		B								
8.5.1	[搬入及び建方] 材料の搬入等	(3) 加工材は、搬入後建方前に、寸法及び含水率について、監督職員の検査を受ける。							B			
		(4) 工事現場における含水率の測定は監督職員との協議による。				B						
8.5.5	建方	(2) 建方中の軸組架構に、材料、機械等の重量物を積載する場合や、特殊な大荷重を負担させる場合は、補強の要否等の必要な検討を行い、検討結果を監督職員に提出する。		B								
9章 CLTパネル工法工事												
9.1.3	[共通事項] 木材等の加工工場	(1) CLTパネル工法工事に用いる木材等の加工工場の加工能力等を示す資料を、監督職員に提出する。		B								
		(2) 選定した木材等の加工工場は、監督職員の承諾を受ける。				B						
		(3) 木材等の加工工場における品質管理が適切に行われたことを示す記録を、監督職員に提出する。		B								
9.2.1	[材料] 施工一般	(1) 木材の品質、出荷量等を記録した出荷証明書を、監督職員に提出する。		B								
9.2.3	接合金物・接合具等	(1) 接合金物 接合金物は、次により、適用は特記による。 (c) (a)及び(b)以外の接合金物は、次による。 ① 製作工場の加工能力等を示す資料を、監督職員に提出する。		B								
		③ 加工図を作成し、監督職員に提出する。		B								
		⑥ 鋼材の品質を証明する資料及び製作工場における品質管理が適切に行われたことを示す記録を、監督職員に提出する。		B								
9.4.1	[木材の加工] 加工図	設計図書に基づき、加工図を作成し、加工に必要な事項を明確にするとともに、全体の納まりや詳細について十分検討して、監督職員の承諾を受ける。				B						
9.4.8	製品確認	加工材の断面寸法、長さ、仕口及び継手の位置、接合金物等の取付け位置等について、全て確認を行い、記録を監督職員に提出する。		B								
9.5.1	[搬入及び建方] 材料の搬入等	(3) 加工材は、搬入後建方前に、寸法及び含水率について、監督職員の検査を受ける。 なお、含水率の測定は、4.1.4[含水率の測定]による。							B			
9.5.6	建方	(3) 建方中の架構に、材料、機械等の重量物を積載する場合や、特殊な大荷重を負担させる場合は、補強の要否等の必要な検討を行い、検討結果を監督職員に提出する。		B								
9.5.7	建方精度	(3) 建方精度の確認は、建入れ直し後に行い、監督職員の検査を受ける。							B			
10章 木工事												
10.1.4	[共通事項] 継手及び仕口	(3) 継手及び仕口が明示されていない場合は、適切な工法を定め、監督職員に報告する。		B								
10.2.1	[材料] 施工一般	(1) 木材、合板等は、品質、出荷量等を記録した出荷証明書を、監督職員に提出する。		B								

章・節・項	見出し	内 容	報告	提出	指示	承諾	協議	通知	検査	立会	提示	備考	
10.2.2	木材	製材は、次により、適用は特記による。 (1) (イ) JAS1083(製材)以外の製材は、次による。 (d) 目視により材の欠点がないことを全て確認し、報告書を監督職員に提出する。		B									
10.2.2	木材	造作用集成材は、次により、適用は特記による。 (2) (イ) 「集成材の日本農林規格」以外の造作用集成材等は、次による。 (d) 目視により材の欠点がないことを全て確認し、報告書を監督職員に提出する。		B									
		造作用単板積層材は、次により、適用は特記による。 (3) (イ) 「単板積層材の日本農林規格」以外の造作用単板積層材は、寸法及び表面の品質(表面の化粧加工の有無、(表面の化粧加工なしの場合は、生き節又は死に節、抜け節又は穴、入り皮、やにつば、割れ欠け、欠点について、表面の化粧加工の場合は天然木化粧加工、塗装加工について)含水率及び防虫処理は、特記による。特記がなければ、含水率は、14%以下とする。 なお、目視により材の欠点がないことを全て確認し、報告書を監督職員に提出する。		B									
11章 防水工事													
11.3.2	[シーリング] 材料	(2) 異種シーリング材が接する場合は、監督職員と協議する。					B						
11.3.4	施工	(6) 外部シーリングの施工後の確認は、次による。 (ウ) (ア)及び(イ)の結果、不具合があった場合は、監督職員と協議を行う。					B						
11.3.5	シーリング材の試験	(1) 外部に面するシーリング材は、施工に先立ち接着性試験を行う。ただし、同じ材料の組合せで実施した試験成績書がある場合は、監督職員の承諾を受けて、試験を省略することができる。					B						
12章 石工事													
標仕 10.2.3	[材料] その他の材料	(1) セメントモルタル (エ) 取付け用モルタルは、特記による。特記がなければ、専門工事業者の指定する製品とし、実績等の資料を監督職員に提出する。		B									
		(オ) 既調合の目地用モルタルは、特記による。特記がなければ、専門工事業者の指定する製品とし、実績等の資料を監督職員に提出する。		B									
		(2) 透水性吸水防止剤は、特記による。特記がなければ、専門工事業者の指定する製品とし、実績等の資料を監督職員に提出する。		B									
		(3) 石裏面処理材は、特記による。特記がなければ、専門工事業者の指定する製品とし、実績等の資料を監督職員に提出する。		B									
		(4) 裏打ち処理材は、特記による。特記がなければ、専門工事業者の指定する製品とし、実績等の資料を監督職員に提出する。		B									
		(7) 金物の固定に使用する充填材料等は、特記による。特記がなければ、専門工事業者の指定する製品とし、実績等の資料を監督職員に提出する。		B									
13章 タイル工事													
標仕 11.1.6	[共通事項] 施工前の確認	タイル張りに先立ち、下地モルタル又は下地調整塗材について、次の項目の確認を行い、不具合が発見された場合は、直ちに確認結果を監督職員に報告し、不良箇所を補修する。 (ア) 硬化不良、はく離、ひび割れ、浮き等がないこと。 (イ) 汚れ、レイタンス等の接着上有害な付着物がないこと。 (ウ) 所定の下地の精度が確保されていること。		B									
標仕 11.1.7	施工後の確認及び試験	(1) 外観の確認は、次による。 タイル張り完了後、次の項目について目視で外観の確認を行い、不具合が発見された場合は、直ちに確認結果を監督職員に報告し、不良箇所を補修する。 (a) タイルの色調の不ぞろい、不陸、汚れ、割れ、浮上がり及び縁欠けの有無 (b) 目地幅の不ぞろい、目地の色むら、目地深さの不均一性		B									
		(2) 打診による確認は、次による。 (イ) 浮き、ひび割れ等が発見された場合は、直ちに(ア)による確認結果を監督職員に報告し、張り直しを行う。		B									

章・節・項	見出し	内 容	報告	提出	指示	承諾	協議	通知	検査	立会	提示	備考
標仕 11.1.7	施工後の確認及び試験	(3) 接着力試験は、次による。 屋外のタイル張り、屋内の吹抜け部分等のタイル張りは、次により接着力試験を行う。ただし、施工場所の状況等により、監督職員の承諾を受けて、省略することができる。				B						
		(b) 試験体は、次による。 ① 試験体は、目地部分をコンクリート面まで切断して周囲と絶縁したものとする。 ② 試験体の個数は、100㎡ごと及びその端数につき1個以上、かつ、全体で3個以上とする。 ③ 試験体の位置は、監督職員の指示による。			B							
		(d) 不合格の場合は、1.2.2[施工計画書]の品質計画として定めた方法で措置し、監督職員の検査を受ける。							B			
標仕 11.2.3	[セメントモルタルによるタイル張り] 張付け用材料等	(2) 張付けモルタルの混和剤 (ア) 保水剤は、メチルセルロース等の水溶性樹脂とし、実績等の資料を監督職員に提出する。		B								
		(5) 既調査目地材の場合は、実績等の資料を監督職員に提出する。なお、使用に当たっては既調査目地材の製造所の仕様による。		B								
標仕 11.2.7	養生等及び清掃	清掃は、次による。 (2) (イ) 目地モルタルによる汚れが著しい場合は、監督職員の承諾を受けて、清掃に酸類を用いることができる。また、酸洗い前後は水洗いを行い、酸類が残らないようにする。なお、金物類には、酸類が掛からないように養生を行う。				B						
標仕 11.3.6	[有機系接着剤によるタイル張] 清掃	清掃は、次による。 (2) 目地モルタルによる汚れが著しい場合は、監督職員の承諾を受けて、清掃に酸類を用いることができる。また、酸洗い前後に水洗いを行い、酸類が残らないようにする。なお、金物等には、酸類が掛からないように養生を行う。				B						
14章 屋根及びとい工事												
14.4.3	[折板葺] 工法	(3) (1)及び(2)以外の工法は、次による。 (ア) 折板の流れ方向には、継手を設けない。ただし、やむを得ず継手が必要となる場合は、監督職員と協議する。					B					
14.7.2	[アスファルトシングル葺] 材料	(2) アスファルトシングルの品質、形状、色調及び寸法は、特記による。アスファルトシングルは、見本品により、監督職員の承諾を受ける。				B						
15章 金属工事												
標仕 14.1.3	[共通事項] 工法	(1) 製品等を取り付けるための受材は、構造体の施工時に取り付ける。ただし、やむを得ずあと付けとする場合は、次により、防水層等に損傷を与えないよう、特に注意する。 (エ) あと施工アンカーの施工後の確認試験は、引張試験とし、次による。ただし、軽易な場合は、監督職員の承諾を受けて試験を省略することができる。				B						
		(g) 不合格ロットが発生した場合の措置は、次による。 ① 直ちに作業を中止し、不合格の発生原因を調査して、必要な改善措置を定め、監督職員の承諾を受ける。			B							
16章 左官工事												
標仕 15.1.3	[共通事項] 見本	施工に先立ち、見本帳又は見本塗板を監督職員に提出する。		A								
標仕 15.3.2	[モルタル塗り] 材料	(3) 混和材料は、次により、モルタルの性能に著しい悪影響を与えないものとする。 (イ) 保水剤は、メチルセルロース等の水溶性樹脂とし、実績等の資料を監督職員に提出する。		B								
		(ウ) 建具回り等の充填モルタルに使用する防水剤及び凍結防止剤の実績等の資料を監督職員に提出する。		B								
標仕 15.3.4	下地処理	(4) 目荒し工法は、次による。 (イ) 高圧水洗処理に先立ち試験施工を行い、目荒しの状態について監督職員の承諾を受ける。				B						

章・節・項	見出し	内 容	報告	提出	指示	承諾	協議	通知	検査	立会	提示	備考
標仕 15.3.5	工法	<p>タイル張り下地等の下地モルタル塗り及び下地調整塗材塗りは、次による。</p> <p>(イ) 壁は、次による。</p> <p>(4) (a) セメントモルタル張りタイル下地は、次による。</p> <p>④ 下地モルタル面の精度は、モザイクタイルでは2mにつき3mm以下、小口平以上のタイルでは2mにつき4mm以下とする。なお、精度について、確認を行い、その結果を監督職員に報告する。</p>	B									
		<p>(b) タイル接着剤張り下地は、次による。</p> <p>② コンクリート面への下地調整塗材塗りは15.3.2(5)によるセメント系下地調整塗材2種(下地調整塗材CM-2)2回塗り、総厚10mm以上とし、金ごてで押さえて仕上げ、その制度は1mにつき3mm以下とする。なお、精度について確認を行い、その結果を監督職員に報告する。</p>	B									
		<p>(c) (a)及び(b)の下地モルタル塗り及び下地調整塗材塗りの確認は、次による。</p> <p>① 屋外のタイル張り、屋内の吹抜け部分等のタイル張りの下地モルタル塗り及び下地調整塗材塗りは、硬化後、全面にわたり打診を行う。なお、浮きについて確認を行い、その結果を監督職員に報告する。</p>	B									
標仕 15.10.2	[しっくい塗り] 材料	<p>しっくいは、次により、適用は特記による。</p> <p>(イ) 現場調合材料は、次による。</p> <p>(d) のりは、つのもた又はぎんなんそうとし、春又は秋に採取し、1年程度乾燥したもので、根、茎等を混入しないで煮た後に粘性のある液状となり、不溶解分が質量で25%以下のものとする。なお、粉つのもた及び水溶性樹脂(メチルセルロース等)を使用する場合は、監督職員の承諾を受ける。</p>				B						
標仕 15.11.3	[こま壁塗り] 調合	(5) 材料の性質により(1)から(4)までにより難い場合は、監督職員と協議する。					B					
17章 建具工事												
標仕 16.8.2	[建具用金物] 材質、形状及び寸法	(8) 主要な金物は、見本品により、監督職員の承諾を受ける。				B						
標仕 16.8.4	鍵	(2) 鍵は、引渡しに先立ち、錠と照合し、監督職員に報告する。	B									
18章 塗装工事												
標仕 18.1.5	[共通事項] 見本	仕上げの色合は、あらかじめ監督職員に提出した見本帳又は見本塗板による。		A								
19章 内装工事												
20章 断熱・防露、ユニット及びその他工事												
20.2.5	[断熱・防露] 各部位の工法	<p>各部位の工法は、特記による。特記がなければ、次による。</p> <p>(ウ) 天井の施工</p> <p>(d) 埋込照明器具(ダウンライト)(JIL 5002(埋込み形照明器具)のSB形埋込み型照明器具を除く。)の上部には、過熱による発火防止のため断熱材を覆わないものとする。ただし、これにより難い場合は、監督職員と協議する。</p>					B					
標仕 20.2.14	[ユニット工事等] ブラインド	(1) 材料 (エ) スラットの色見本を監督職員に提出する。		A								
標仕 20.2.15	ロールスクリーン	(3) スクリーンの色見本を監督職員に提出する。		A								
標仕 20.2.16	カーテン及びカーテンレール	<p>材料</p> <p>(ア) カーテン用生地</p> <p>(c) 生地の色見本を監督職員に提出する。</p>		A								
標仕 20.3.3	[プレキャストコンクリート] 製作	(4) 鉄筋の組立は、次による。 (ア) 配筋は、特記による。特記がなければ、配筋を定めた計算書を、監督職員に提出する。		B								
		(5) 取付け金物は、コンクリートに打込みとする。ただし、監督職員の承諾を受けて、あと付けとすることができる。				B						

章・節・項	見出し	内 容	報告	提出	指示	承諾	協議	通知	検査	立会	提示	備考
21章 舗装工事												
標仕 22.1.3	[共通事項] 再生材	各節に再生材の規定がある場合は、再生材を使用する。ただし、やむを得ない場合は、監督職員と協議する。					A					
標仕 22.2.4	[路床] 施工	(2) 切土をして路床とする場合は、路床面を乱さないように掘削し、所定の高さ及び形状に仕上げる。 なお、路床が軟弱な場合は、監督職員と協議する。					B					
		(7) 添加材料による路床安定処理は、特記されたCBRを満足する添加量を適切な方法で定めることとし、監督職員の承諾を受ける。					B					
標仕 22.3.5	[路盤] 試験	(1) 路盤の最大乾燥密度は、JIS A 1210 (突固めによる土の締固め試験方法) に基づく試験により確認し、監督職員の承諾を受ける。					B					
標仕 22.4.4	[アスファルト舗装] 配合その他	(4) 定められた配合で、使用するアスファルト混合物の製造所において、試験練り及び試験施工を行った後、現場配合を決定し、表22.4.5の基準値を満足することを確認する。ただし、同じ配合の試験結果がある場合又は軽易な場合は、監督職員の承諾を受けて、試験練り及び試験施工を省略することができる。					B					
標仕 22.4.6	試験	(1) 締固め度及び表層の厚さは、次により切り取り試験を行う。 (ア) 切り取り試験は、2,000 m ³ 以下は3個とし、2,000 m ³ を超える場合は、さらに、2,000 m ³ ごと及びその端数につき1個増した数量のコアを採取する。ただし、軽易な場合は、監督職員の承諾を受けて、試験を省略することができる。					B					
		(イ) 基準密度は、原則として、最初の混合物から3個のマーシャル供試体を作り、その密度の平均値を基準密度とすることができる。 なお、監督職員の承諾を受けて、実施配合の値を基準密度とすることができる。					B					
標仕 22.5.5	[コンクリート舗装] 養生	(1) コンクリート温度が2℃を下回るおそれのある場合、養生方法は、コンクリートの初期凍害を防ぐものとし、監督職員の承諾を受ける。 なお、コンクリート温度を2℃以上に保つようにする。					B					
標仕 22.6.4	[カラー舗装] 配合その他	(1) 加熱系混合物の配合その他は、22.4.4及び次による。 (ウ) 加熱系混合物は、施工に先立ち、試験練りにより見本を作成して色合を確認する。ただし、軽易な場合は、監督職員の承諾を受けて、省略することができる。					B					
		(2) ニート工法及び塗布工法の配合その他は、特記による。施工に先立ち、見本を作成して色合を確認する。ただし、軽易な場合は、監督職員の承諾を受けて、見本の作成を省略することができる。					B					
標仕 22.7.4	[透水性アスファルト舗装] 配合その他	(2) 定められた配合で、使用する開粒度アスファルト混合物の製造所において、試験練り及び試験施工を行った後、現場配合を決定し、表22.7.2の基準値を満足することを確認する。ただし、同じ配合の試験結果がある場合又は軽易な場合は、監督職員の承諾を受けて、試験練り及び試験施工を省略することができる。					B					
22章 植栽工事												
標仕 23.1.3	[一般事項] 植栽地の確認等	(2) 確認及び試験の結果の記録を監督職員に提出する。		B								
		(3) 確認及び試験の結果、樹木等の生育に支障となるおそれがある場合は、監督職員と協議する。					B					
標仕 23.2.3	[植栽基盤] 材料	(3) 土壌改良材を使用する場合は、土壌との適合性を確認し、品質を証明する資料を監督職員に提出して、承諾を受ける。		B		B						
標仕 23.3.2	[植樹] 材料	(1) 樹木は、発育良好で枝葉が密生し、病虫害のない樹姿の良いものとし、あらかじめ根回し又はコンテナ栽培(容器栽培)をした細根の多い栽培品とする。ただし、やむを得ない場合は、監督職員の承諾を受けて、栽培品以外のものを用いることができる。					B					
23章 排水工事												
標仕 23.5.3	[屋上緑化] 材料	(1) 屋上緑化システムの各構成層の材質及び性能は、次の(ア)から(オ)までによる。 なお、実績等の資料を監督職員に提出する。		B								
		(2) 屋上緑化軽量システムの各構成層の材質及び性能は、次による。 なお、実績等の資料を監督職員に提出する。		B								